

第9号議案

大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例

大村市は、長崎県のほぼ中央に位置し、豊かな自然、歴史及び文化を有し、地形と交通の利便性を活かしながら、発展を続けています。これまで町内会は、市民に最も身近なコミュニティとして、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災等の取組を行ってきました。

しかしながら、近年では核家族化、少子高齢化、人々の価値観及び生活形態の多様化等が進み、町内会への加入や町内会活動への参加は減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

一方、近年発生している災害を契機として、地域において顔の見える関係、人と人とのつながりの重要性に対する認識が高まっています。

そこで、市民、町内会、事業者及び市が町内会活動の重要性を再認識し、互いに連携し、協働して市民の町内会への加入と町内会活動への参加を促進することで地域コミュニティの活性化を図り、安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域社会において町内会が重要な役割を担っていることを踏まえ、町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が互いに支え合い、安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 町内会 本市における一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (3) 町内会長会 複数の町内会の会長により構成された団体をいう。

- (4) 連合会 市内8つの地区の町内会長会により組織された市町内会長会連合会をいう。
- (5) 地域住民 町内会の区域内に居住する者をいう。
- (6) 事業者 事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (7) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を事業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 町内会への加入及び町内会活動への参加の促進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 地域において、地域住民が安全で安心して生活するために、町内会が重要な役割を担っていること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性が尊重されるとともに、町内会の自立性及び個性が損なわれないよう配慮されること。
- (3) デジタル化、少子高齢化等を踏まえ、社会情勢に合わせた活動が行われるようにすること。
- (4) 市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解及び協働により行われること。

（市民の役割）

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、互いに支え合い、安心して生活するために、町内会への加入及び町内会活動への参加に努めるものとする。

（町内会等の役割）

第5条 町内会は、地域住民の自発的な町内会への加入を促進するよう努めるものとする。

- 2 町内会は、その活動が地域住民及び事業者にとって参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- 3 町内会は、町内会活動に関する情報を地域住民に積極的に提供し、その運営について透明性の確保に努めるものとする。
- 4 町内会は、地域を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 連合会は、町内会によるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要に応じて、市、

地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。

- 6 連合会は、町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び町内会活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事務所又は事業所が所在する地域において行われる町内会活動への参加及び協力に努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員が居住する地域の町内会に加入すること及び町内会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、市内の住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の町内会に関する情報を提供し、町内会への加入を促すよう努めるものとする。

- 2 住宅関連事業者は、町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民の自発的な町内会への加入及び町内会活動への参加を促進するため、積極的な広報及び啓発を行うものとする。

- 2 市は、市民が町内会を組織するに際しては、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 3 市は、町内会の主体的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、町内会の協力を得て事業を実施する場合は、町内会の負担が過重にならないよう努めるものとする。
- 5 市は、その職員が居住する地域の町内会に加入すること及び町内会活動に参加することを促進するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。